

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

| 議席番号 | 氏名 | 備考 | 議席番号 | 氏名 | 備考 |
|------|-------|--------|------|------|------|
| 1番 | 石井康三 | (会長代理) | 7番 | 樹森信雄 | (会長) |
| 2番 | 川野辺辰美 | | 8番 | 澁澤吉明 | |
| 3番 | 野口啓子 | | 9番 | 奥澤文夫 | |
| 5番 | 増田一幸 | | 10番 | 渋沢真弘 | |
| 6番 | 漆原利征 | | 11番 | 増田利夫 | |

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田隆史
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

| | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 議 長 | ただ今から、6月定例農業委員会を開会いたします。 |
| (議案第1号) | 出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。 |
| | それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条 |
| | 第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと |
| | 思いますが、ご異議ありませんか。 |
| | (異議なし) |
| | それでは指名いたします。 |
| | 6番 漆原 利征委員、8番 澁澤 吉明委員のご両人をお願いします。 |
| | なお、本委員会への欠席通知はございません。 |
| | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と |
| | いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果 |
| 報告をお願いします。 | |
| 事務局 | 事務局より説明いたします。 |
| | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | ご説明いたします。 |
| | ここで1点、訂正事項がございます。1ページ目の受付番号217号と |
| | 2ページ目の受付番号218号について、譲受人の経営面積が |
| | 30アールと記載がありますが、404アールと訂正をお願いいたします。 |
| | 受付番号217号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ |
| | 売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約10kmに |
| | 位置しております。譲受人は、市内の農地を取得するのは初めてです |
| | が、加須市で既に404アール(4反)耕作を行っており技術を有し |
| | ていること、また申請の事由が自家消費野菜作付けであること等か |
| | ら、本案件については問題ないと思われれます。 |
| | 受付番号218号では、本申請の譲受人は、受付番号217号の譲受 |
| | 人と同一です。譲渡人は高齢で耕作が難しいことから、譲受人へ売買 |
| | を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約12kmに位置 |
| | しております。先述のとおり、譲受人は加須市で既に404アール |
| | 耕作を行っており技術を有していること、また申請の事由が自家消費 |
| | 野菜作付けであること等から、本案件については問題ないと思われ |
| | ます。 |
| | 受付番号219号では、譲受人は、先月の議案で5条の申請をし、 |
| | 自己用住宅敷地として許可を受けました。この許可を受けた住宅敷地 |
| の隣にわずかな農地があり、ここを取得して自家消費野菜を作付け | |
| するものです。譲渡人は農業経営規模縮小から、譲受人へ売買を行う | |
| ものです。申請農地は、譲受人が住宅敷地として許可を受けた敷地の | |
| すぐ隣に位置しております。申請の事由は、自家消費野菜作付けで | |
| あり、本案件については問題ないと思われれます。 | |
| そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと | |
| 思われれます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して | |
| いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。 | |
| 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。 | |

| | |
|-----|---|
| 11番 | <p>受付番号217号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3) 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 3番 | <p>受付番号218号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>念書が添付されているので朗読いたします。</p> <p>近隣に影響を及ぼさないように適正な維持管理に努め、耕作放棄をしないように努めます。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3) 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 8番 | <p>受付番号219号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3) 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> |
| 3番 | <p>自家消費野菜は、自分の家で消費するもののみをいうのか。また、面積の制限はないのか。</p> |
| 事務局 | <p>面積の制限はない。今回の申請者は農業法人を営んでおり、「農業のある暮らし」を提唱している。規模は大きい自家消費をしながら農村の暮らしをすると確認は取っている。</p> |

| | | |
|--|---|-------------------------------------|
| 議 長 | 田畑の売買価格はいくらぐらいか。 | |
| 事務局 | 1反あたり217号は6万円から10万5千円、218号は10万円で、219号は確認できていない。万円、219号は確認できていない。 | |
| (議案第2号) | (質疑終了) | |
| | 質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。 | |
| | ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。 | |
| | (起立全員) | |
| | 起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。 | |
| | 引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。 | |
| | 事務局 | 事務局より説明いたします。 |
| | | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 |
| 220号では、自己用住宅を設けるものです。 | | |
| 譲受人は母と娘の親子関係になります。今般同居するため、バリアフリー対応の二世帯住宅を建築する計画を立てましたが、母の住所地での建築は狭いため、土地・建物を売却して新たに住宅を建築すべく、本申請をするものです。 | | |
| 農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。 | | |
| 221号では、自己用住宅を設けるものです。 | | |
| 譲受人は市内のアパートで生活しておりますが、結婚し手狭になったため住宅建築をすべく、申請をするものです。 | | |
| 農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。 | | |
| 222号では、自己用住宅を設けるものです。 | | |
| 譲受人は市外のアパートで生活しておりますが、将来を考え住宅建築を計画したところ、妻の親戚が住んでおり、普段からよく来ている羽生市の土地を探したところ、本申請地を見つけたため、申請をするものです。 | | |
| 農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。 | | |
| 223号では、建築条件付売買予定地を設けるものです。 | | |
| 譲受人は、行田市で昭和54年から不動産業を営んでおります。申請農地は交通の便もよく、大型商業施設も近く、住宅敷地として絶好の土地と考え、申請するものです。 | | |
| 農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。 | | |

| | |
|-----|--|
| | <p>224号では、駐車場を設けるものです。</p> <p>譲受人は、平成23年から福祉施設を運営しています。今年2月、申請地の隣接地でデイサービスセンターの運営を開始しましたが、従業員の自家用車両や送迎用車両の駐車場が不足しているため、本申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、西羽生駅や新郷駅から1km圏内に位置する「第2種農地」と判断しました。</p> <p>225号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は、市外のアパートで生活しております。</p> <p>譲受人は市外のアパートで生活しておりますが、将来を考え住宅建築を計画し、勤務地である羽生市の土地を探したところ、本申請地を見つけたため、申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、南羽生駅から1km圏内に位置する「第2種」のほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p> |
| 6番 | <p>受付番号220号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>バリアフリーリフォームを考えていたところ、近くの共同住宅に住んでいる娘家族が専用住宅を検討していることを知り、話し合った結果一緒に暮らすことになった。ただ、現在の住居では娘家族と一緒に住むには狭いため、現在の住居を売却し、車4台を置くことができる広い土地を市街化区域で探したが、見つからず、市街化調整区域へ広げたところ本申請地が見つかったため申請するものです。</p> <p>近隣に住宅も多く、学校も近く、将来何かと便利な場所であると考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 10番 | <p>受付番号221号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は借家住まい、妻と子供は実家暮らしで、妻の実家には私の荷物を受け入れる余裕がなく、私の借家は家族全員で暮らすには狭いため、住宅の建築を決意しました。勤め先は夫婦とも羽生市であり、妻も実家から離れたくないため、市内市街化区域では金額が折り合わず、申請地は、市街化調整区域でありながら、大型商業施設や駅が近く家族全員が納得したため、本申請を行うものです、</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 1番 | <p>受付番号222号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>市外に住んでおりますが、将来を考え、専用住宅を建設するため、家庭菜園のできる広めの土地を探していました。羽生市に妻の親戚が住んでいて、普段から羽生市にも来ており、親戚が住んでいる市街化区域で見つからなかったため、市街化調整区域に広げたところ本申請地を見つけ、申請に及ぶものです。なお、隣接農地は家庭菜園として管理します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 2 番 | <p>受付番号223号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>敷地内に車を2台を停めることができ、ガーデニングができ、近くに公園や商業施設があるところを探していました。市街化区域で条件に合う場所が見つからず、市街化調整区域に広げたところ条件を満たしており、申請に及ぶものです。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <p>農地転用事業者と土地購入者とが売買契約締結し、農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが一定期間内に建築請負契約を締結します。</p> <p>建設業者と土地購入者とが一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合は、売買契約が解除されることを契約書において規定します。</p> <p>農地転用許可に係る土地の全てを販売することができないと判断したときは、残余の土地に自ら住宅を建築します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 5 番 | <p>受付番号224号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、敷地内に駐車スペースが足りず、近隣居住者の宅地の一部を借りているが、近いうちに返却するように言われており、既存敷地に隣接する、申請地を駐車場として利用するために申請するものです。</p> <p>また、今般盛土を行うにあたり、一部を菜園として利用したく、計画するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 9 番 | <p>受付番号225号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外に暮らしていますが、将来親の介護を考え、実家のある羽生市内に専用住宅の建設を計画した。職場近辺の市街化区域で探したところが見つからず、市街化調整区域に広げたところ本申請地を見つけたため、申請に及ぶものです。勤務先にも近く、近隣に住宅も多く、将来何かと便利なところだと考えています。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> |
| 3番 | <p>自己用住宅や建築条件付き売買予定地では家を建てるまでに期限はあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>期限はないが、社会通念上、速やかに立てる必要はある。あまりに長期間建てない場合指導する場合はある。許可を取った後、別の場所で申請があった場合、進捗状況を確認している。</p> |
| | <p>（質疑終了）</p> <p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p> |
| 事務局 | <p>報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。</p> <p>住宅敷1件ございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷5件、共同住宅敷1件、資材置場敷1件、駐車場3件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。2件ございました。</p> <p>報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました5月分でございます。</p> <p>5条が8件ございました。</p> <p>続きまして、諸連絡です。</p> <p>本日お配りの資料の「赤い羽根募金の協力依頼」と「緑の羽根募金の協力依頼」についてです。</p> <p>毎年この時期には赤い羽根と緑の羽根の募金運動が行われますが、農業委員会でも、赤い羽根で1人につき100円、緑の羽根で1人</p> |

| |
|-----------------------------------|
| につき100円をそれぞれクラブ積立金から寄付を行っています。 |
| 今年も例年通り、赤い羽根で2,400円、緑の羽根で2,400円 |
| をクラブ積立金から寄付を行おうと考えていますが、よろしいで |
| しょうか。(1人当たりの寄付金は200円。) |
| なお、赤い羽根募金の資料には、エコバッグや図書カードの記載が |
| ありますが、これは事務局の職員用ですので、これは考えなくて |
| 結構です。それでは、赤い羽根と緑の羽根の合計4,800円を、 |
| 事務局で積立金から寄付を行いますので、よろしくお願いいたします |
| します。 |
| 続いて、お手元配布の資料「羽生市農業委員・農地利用最適化推進 |
| 委員クラブ規約(抜粋)」をご覧ください。 |
| この中の第3条についてです。クラブの役員として幹事長・幹事長 |
| 代理・幹事・監事があります。このうち、幹事長は樹森会長が、 |
| 幹事長代理は会長代理の石井委員があたることとなっていますが、 |
| 現時点で(3)の幹事3名と(4)の監事2名がまだ決定していない状況 |
| です。本日この機会にこの役員を決定しようと思います。 |
| 具体的に何をするかと言いますと、(3)の幹事の方は、今後行われる |
| 懇親会等での開会の司会進行、ご芳志の披露、閉会の司会進行等を |
| お願いしています。(4)の監事の方は、クラブ積立金の会計監査役で |
| 年度末の会計の締めの際に監査いただき、署名等をお願いするもの |
| です。任期ですが、(3)の幹事は当番制の輪番で3名、(4)の監事は |
| 3年間固定で2名となります。事務局の案としては、立候補がなけ |
| れば(3)の幹事は農業委員1名と推進委員2名体制として各々くじを |
| 引き、そこから着席順で輪番制にしてみてもいいと思いますがいかが |
| でしょうか。それでは、当選と書かれた棒を引いた人から輪番制で |
| (3)の幹事をお願いしたいと思います。 |
| (4)の監事の事務局案は農業委員1名と推進委員1名でお願いしたい |
| と思います。なお、(4)の監事にあたる方は、(3)の幹事は省略と |
| なります。まずは立候補する方はいらっしゃいますか。立候補が |
| なければ、先ほどと同じようにくじで決めようと思いますがいかが |
| でしょうか。 |
| (立候補なし・くじ引き) |
| 幹事：農業委員(1名)：澁澤吉明委員 |
| 推進委員(2名)：齋藤一利委員・小林史準委員 |
| 監事：農業委員(1名)：野口啓子委員 |
| 推進委員(1名)：小室誠委員 |
| 続いて、研修会のお知らせです。お手元の資料「令和6年度第1回 |
| 研修会の開催について」をご覧ください。北埼玉スマート農業研修会 |
| という団体からのお知らせです。これは人工衛星やロボットを使用 |
| した農業の実演をや講演を行うとのことです。この研修会の参加は |
| 任意ですが、参加人数だけ主催側へ報告する必要がありますので、 |
| 参加希望の方は、挙手をお願いします。なお、現地集合現地解散で、 |
| 事務局の参加は特にありません。 |
| (挙手なし) |
| それでは、参加なしということで主催へ報告しますので、よろしく |
| お願いいたします。 |

| | |
|--|--|
| | つづいて、埼玉県農業会議から農業者年金加入についてお知らせ です。農業者年金は「農業者にもサラリーマン並みの年金を」を スローガンに発足した年金です。いわゆる国民年金の上乗せ分に 相当し、積立方式を採用しています。市内で新規加入する人は少ない ですが、予備知識としてこういうものだという資料を配布します ので、何か機会があれば活用いただければと思います。 |
| | つづいて、地域計画についてです。 地域計画の説明会を市内の公民館で7月中に開催するので、農業委員 推進委員の皆様には自分の地域で1回参加をお願いします。参加日を 記入する用紙がございますので記入をお願いします。 |
| | 今月の相談会の担当委員は石井康三委員、戸井田勝己委員、小室誠 委員となります。日程は6月27日木曜日の午後1時30分となっ ております。 |
| | 続いて来月の相談会の担当委員は、川野辺辰美委員、野口憲一委員、 今西専一委員となります。日程は6月26日金曜日の午後1時30分 となっております。なお、当日の都合がつかない場合は事務局まで 連絡をお願いいたします。 |
| | 来月6月の定例農業委員会の日程でございますが、25日の火曜日 午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を 予定しておりますので、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。 |
| 議 長 | 以上で、本日の全日程を終了いたしました。 |
| | これにて、閉会といたします。 |
| <p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和6年 6月 25日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p> | |